一〇、上島珈琲株式会社に対する件

昭和五二年（排）第一七号

排除命令

神戸市生田区多聞通五丁目三番地
上島珈琲株式会社
右代表者　代表取締役　上島忠雄

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　上島珈琲株式会社は、小売業者を対象に、昭和五二年一月一日から同年四月三〇日までを期間とし、「春のハツピープレゼント」と称して行つた景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、小売業者を対象に、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に

届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行つた公示について、速やかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　上島珈琲株式会社（以下「上島珈琲」という。）は、肩書地に本店を置き、コーヒー及び紅茶等の製造販売業並びに清涼飲料水等の卸売業を営む事業者である。

二　上島珈琲は、小売業者を対象に、「春のハツピープレゼント」と称し、同社が販売するかん入り「UCCミルクコーヒー」等一ケース（三〇かん入り）ごとに抽せん券つき小売店店頭掲示用ポスター一枚を封入し、昭和五二年一月一日から同年四月三〇日までを期間とし、期間中に右商品を購入した小売業者に、抽せんにより、特等ステレオ（約九万九〇〇〇円相当）、電子レンジ（約九万九〇〇〇円相当）及び一四型カラーテレビ（約九万六〇〇〇円相当）のいずれか一点を二〇本、一等家電製品六点セット（約四万五〇〇〇円相当）四〇本、二等カセツトテープレコーダー（約二万円相当）又はジユーサーミキサー（約一万八〇〇〇円相当）のいずれか一点を二〇〇本、三等オーブントースター（約九、〇〇〇円相当）又はコーヒーメーカー（約九〇〇〇円相当）のいずれか一点を四〇〇本、四等電卓（約九、〇〇〇円相当）又はポータブルラジオ（約七、〇〇〇円相当）のいずれか一点を一、六〇〇本提供することを企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

三　上島珈琲の前記懸賞に係る取引の価額は、約二、四〇〇円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の最高額は、一万円である。したがつて、前記景品類中特等以下二等までの景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、上島珈琲の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であつて、同告示第二項の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五二年一一月一五日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　青山春樹

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔